

田川市川崎町清掃施設組合議会会議規則(昭和 58 年規則第 1 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)
- 第 2 章 議案及び動議(第 13 条—第 18 条)
- 第 3 章 議事日程(第 19 条—第 23 条)
- 第 4 章 選挙(第 24 条—第 32 条)
- 第 5 章 議事(第 33 条—第 39 条)
- 第 6 章 発言(第 40 条—第 54 条)
- 第 7 章 表決(第 55 条—第 65 条)
- 第 8 章 請願(第 66 条—第 68 条)
- 第 9 章 秘密会(第 69 条—第 70 条)
- 第 10 章 辞職及び資格の決定(第 71 条—第 72 条)
- 第 11 章 規律(第 73 条—第 78 条)
- 第 12 章 懲罰(第 79 条—第 83 条)
- 第 13 章 会議録(第 84 条—第 85 条)
- 第 14 章 補則(第 86 条)

附則

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第 3 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には番号標を付ける。

(会期)

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が、特に必要であると認めるときは、休会の日でも議会を開くことができる。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条(議員の議案提出権)第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 14 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 15 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、その案をそなえ、法第 115 条の 2(修正の動議)の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第 17 条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 18 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第 19 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 20 条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 21 条 議長が必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長はその開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 22 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長はさらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は

議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して、議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。
(議案等の説明及び質疑)

第 36 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員は、質疑をすることができる。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。
(修正案の説明)

第 37 条 議長は、提出者に修正案の説明をさせなければならない。
(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 38 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。
(議事の継続)

第 39 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言
(発言の許可等)

第 40 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、議席で起立してしなければならない。
(発言の要求)

第 41 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。
(討論の方法)

第 42 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
(議長の発言討論)

第 43 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。
(発言内容の制限)

第 44 条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。
(質疑の回数)

第 45 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
(発言時間の制限)

第 46 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第 47 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 48 条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 49 条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 50 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 51 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第 52 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は討論を用いないで会議にはからなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 53 条 質問については、第 45 条(質疑の回数)及び第 49 条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第 54 条 議員は、その会期中に限り議会の許可を得て自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第 7 章 表決

(表決問題の宣告)

第 55 条 議長は表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 56 条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 57 条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第 58 条 議長は、表決をとろうとするときは問題を可とする者を挙手させ挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 59 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第 60 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第 61 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 62 条 投票を行う場合には、第 26 条(議場の出入口閉鎖)、第 27 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 28 条(投票)、第 29 条(投票の終了)、第 30 条(開票及び投票の効力)、第 31 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 32 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 63 条 議長は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 64 条 議長は問題について、異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、挙手の方法で、表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 65 条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 8 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 66 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

4 議長が受理した請願で、いまだ会議に付されていないものを請願者が取り下げる場合は、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 67 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(陳情書等の処理)

第 68 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 9 章 秘密会

(指定者以外の退場)

第 69 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 70 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。

第 10 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 71 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 72 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

第 11 章 規律

(品位の尊重)

第 73 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第 74 条 議場に入る者は、帽子、外套、えり巻、杖、傘、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 75 条 何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 76 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第 77 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は、書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第 78 条 法又は、この規則に定めるもののほか規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

第 12 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 79 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった翌日までに提出しなければならない。ただし、第 70 条(秘密の保持)第 2 項の違反に係るものについてはこの限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第 80 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告又は、陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 81 条 出席停止は、10 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第 82 条 出席を停止された議員が、その期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 83 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 13 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 84 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名

- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他、議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第 85 条 会議録に署名すべき議員は、2 人とし議長が会議において指名する。

第 14 章 補則

(会議規則の疑義)

第 86 条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。